

## 競争参加者の資格に関する公示

横須賀(8)施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

令和8年2月20日

南関東防衛局長 鋤先 幸浩

- 1 案件名 横須賀(8)施設最適化総合設計に係る技術協力業務
- 2 履行場所 神奈川県横須賀市
- 3 案件内容 本工事は、横須賀(8)施設最適化総合設計(その1)等の施設最適化総合設計業務に対し、施工業者の観点から技術提案等を行うものである。

主な施設

建替施設(建替え後の施設)

倉庫(S-5 延べ面積 約60,000㎡)ほか42棟、計 約192,100㎡

改修建物

隊舎(SRC-12 延べ面積 約12,000㎡)ほか17棟、計 約62,770㎡

解体建物

庁舎(RC-4 延べ面積 約10,000㎡)ほか102棟、計 約96,560㎡

仮設建物

仮設車庫(S-1 延べ面積 約100㎡)ほか1棟、計 約200㎡

基地内幹線ユーティリティー式

注) 防衛省施設建設工事電子入札システムセンターに対象施設の一覧表を掲載しています。

掲載場所

調達期間: 防衛省

部局: 整備計画局

- 4 履行期間 契約締結日の翌日から令和13年3月31日まで
- 5 競争参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)の交付
  - (1) 交付期間 公示日から優先交渉権者の選定日までの行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く毎日、9時から18時まで。ただし、紙による交付を受ける場合は、行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで(12時から13時までの間を除く。)とする。
  - (2) 交付場所  
防衛施設建設工事電子入札システムセンターから提供する。ただし、紙による交付場所は以下のとおり

〒231-0003 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎5F  
南関東防衛局総務部契約課  
TEL 045-211-7143

(3) その他 特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

## 6 申請書の提出

(1) 提出期間 公示日から令和8年3月23日までの行政機関の休日を除く毎日、9時から17時まで(12時から13時までの間を除く。)。ただし、最終日は12時まで。

(2) 提出場所 上記5(2)のただし書きに同じ。

(3) 提出方法 申請書に次に掲げる書類を添付し、持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)若しくは電子メールにより提出すること。

送付先メールアドレス: sk7018-sk@ext.s-kanto.rdb.mod.go.jp

なお、電子メールにより提出する場合は、(2)へ電話連絡するものとする。

ア 営業所一覧表(受付番号及び業者コードを除いたすべての記入欄について記載すること。構成員(代表者を含む。)はすべて記載すること。建設業許可業種及び営業区域は当該案件の条件に沿うように記載すること。)

イ 総合評定値通知書(建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。)又は経営規模等評価結果通知書で令和7・8年度資格審査申請の際に提出したものの写し(構成員(代表者を含む。)すべて。)

ウ 共同企業体等調書(その1)

エ 共同企業体協定書の写し

オ 理由書(代表者の施工能力が構成員と比較して小さい場合のみ提出する。)

カ 資格審査結果通知書(構成員(代表者を含む。)すべて。)

キ 下記7(2)アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類(申請書とともに交付する様式により作成したものに限り。ただし、当該様式は、当該案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」(令和8年2月20日付支出負担行為担当官南関東防衛局長)に示すところにより交付すプロポーザル方式に関する説明書の様式第2と同一であるので、それらを使用しても差し支えない。)

(4) その他 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

## 7 特定建設工事共同企業体としての資格

(1) 特定建設工事共同企業体の構成

特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす最大10者までの組合せとする。

ア 防衛省における令和7・8年度一般競争(指名競争)参加資格(以下「防衛省競争参加資格」という。)のうち、特定建設工事共同企業体の代表者は「建築一式工事」で、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は「建築一式工事」、「土木一式工事」、「電気工事」、「管工事」又は「電気通信工事」のいずれかで級別の格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望している者であること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て

がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。以下同じ）また、優先交渉権者の選定日までに、特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築業務」に係る格付を受け、南関東防衛局に競争参加を希望していること。

代表者以外の構成員は、「建築一式工事：830点以上」、「土木一式工事：830点以上」、「電気工事：870点以上」、「管工事：870点以上」又は「電気通信工事：870点以上」のいずれかであること。ただし、代表者以外の構成員のうち1者は、「建築一式工事：990点以上」又は「土木一式工事：990点以上」のいずれかであること。

ウ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から認定を行う日までの期間に、南関東防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（防整施（事）第150号。28. 3. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。

エ 上記1に示した案件に係る設計業務等の受注者（受注者が共同体である場合においては、当該共同体の各構成員をいう。以下同じ。）又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

## (2) 構成員の技術的要件等

特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア 代表者は、平成23年度以降公示日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事若しくは防衛省発注の建築工事、土木工事、機械工事、電気工事及び通信工事の5職種のうち複数の職種の工事を一括で発注した工事(以下、「総合発注工事」という。)の一次下請けとして完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積が1棟あたり36,000㎡以上の新設建物の建築工事を施工した実績を有すること。（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

代表者以外の構成員は、平成23年度以降入札公示日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した国内における工事若しくは防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の新設又は改修建物の建築、電気、電気通信又は管工事のいずれか又は土木工事（土木工事は構造・面積は問わない）を施工した実績を有すること（いずれの施工実績であっても、建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

ただし、代表者以外の構成員のうち1者は、防衛省競争参加資格の経営事項評価数値が建築一式工事990点以上又は土木一式工事990点以上であり、かつ、元請けとして完成・引渡しが完了した国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注した工事若しくは防衛省発注の総合発注工事の一次下請けとして完了した工事のうち、JV構成員に1社は含めることとしている、建築一式990点以上、土木一式990点以上の格付けを受けているものは、平成23年度以降入札公告日までに元受けとして完了・引渡し完了した国内における国、特殊法人等又は地方公共団体が発注したもの、又は防衛省発注の総合発注工事の一時下請

けとして完了したもののうち、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、延べ面積が3,600㎡以上の新設又は改修建物の建築工事又は土木工事（面積・構造は問わない）のいずれかを施工した実績を有すること。

イ 建設業法の建築工事業、土木工事業、電気工事業、管工事業又は電気通信工事業のいずれかにつき許可を有しての営業年数が5年以上であること。

ウ 建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者、及び、それぞれの工種に係る主任技術者をそれぞれ工事現場に専任で配置できること。

(3) 出資比率要件

すべての構成員が、均等割りの10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4) 代表者の要件

代表者は、公募型プロポーザル方式に係る説明書5の代表者に求める条件を有するものとする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

8 上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記6により申請することができる。この場合、上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者は、上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該案件の優先交渉権者の選定日までに特定建設工事共同企業体として資格の審査が終了していないとき又は上記7(1)アに掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者が当該案件の優先交渉権者の選定日までに上記7(1)ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

9 資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10 資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後3か月以内を経過するまでとする。ただし、当該案件の受注者以外の者であっては、当該案件の請負契約が締結された日までとする。

11 その他

(1) 特定建設工事共同企業体の名称は、「横須賀(8)施設最適化総合設計に係る技術協力業務対象工事○○○建設・○○○建設・○○○建設最適化事業建設共同企業体」とする。

(2) 当該案件に係る競争に参加するためには、優先交渉権者の選定日において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該案件の「公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示」に示す手続きに従い、資格審査結果の通知を受けていなければならない。